

豊丘村 農地賃借料情報

令和5～7年に、農地法第3条の許可及び農業経営基盤強化促進法第18条に基づく公告がなされた農地の賃貸借契約における賃借料の平均額は、以下のとおりです。更新時や新規で契約する際の賃借料の参考にしてください。

(10aあたり)						(参考)
区分	地域	賃借料平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	使用貸借(無償)数
水田	下段地域	8,228	13,500	4,000	77	7
	中段地域	7,982	16,000	1,000	31	8
	上段地域	4,600	7,200	4,000	8	15
畑	下段地域	7,251	12,000	2,800	71	13
	中段地域	6,967	13,200	2,500	121	13
	上段地域	5,660	7,400	2,000	12	14
りんご・梨・桃・ぶどう	下段地域	7,906	12,900	5,000	15	2
	中段地域	8,998	14,000	5,000	61	14
	上段地域	5,089	12,000	1,700	45	9
柿	下段地域	7,814	13,900	2,700	57	10
	中段地域	8,407	14,000	3,000	66	27
	上段地域	7,150	11,900	2,800	15	10
梅・栗	下段地域	6,000	6,000	6,000	0	0
	中段地域	7,500	10,000	5,000	2	2
	上段地域	10,000	10,000	10,000	4	2

※上記はあくまで目安の金額です。当事者同士で協議のうえ、決定してください。

※圃場条件に関わらず平均額を算出しています。面積や畦畔の広さ、区画が不整形かどうか等各圃場の条件・状況に合わせて賃借料を決定してください。

※小渋川土地改良区・畑灌組合等の賦課金、井水等水利の負担金は所有者へ請求されます。それらを考慮のうえ、賃借料を決定してください。

※使用貸借分(無償分)、物納、水利権のみを設定したデータは含みません。